

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る見える化要件について

当該加算算定に当たっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

- 1 現行の介護職員処遇改善加算を取得していること。
- 2 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- 3 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること。

3の「見える化」要件とは、2020年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページ等を活用して、新たな加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。以上の要件に基づいた当社における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、下記の通り公表いたします。

・加算の取得状況

事業所名：①おたがいさん訪問介護 ②おたがいさん訪問介護門真

○訪問介護：介護職員処遇改善加算Ⅱ

○居宅介護・重度訪問介護：福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ

・職場環境等要件についての取り組み

区分	取り組みの内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none">・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備・有給休暇が取得しやすい環境の整備

区分	取り組みの内容
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会活用等)を行っている ・現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している ・介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末)の導入
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供